

EneWings Security Management
-EDR 監視-
利用規約

2025 年 10 月 23 日

株式会社エネコム

目次

第1条（目的）	3
第2条（本規約の適用）	3
第3条（本規約の変更）	3
第4条（用語の定義）	3
第5条（本サービスの仕様）	4
第6条（本サービスの提供範囲）	4
第7条（利用契約の申込み）	4
第8条（申込みの承諾）	4
第9条（サービス提供開始日及び最低利用期間）	4
第10条（譲渡の禁止）	5
第11条（契約者の名称等の変更）	5
第12条（契約内容の変更）	5
第13条（サービスの停止）	5
第14条（サービスの緊急停止）	5
第15条（サービスの中止）	6
第16条（サービスの廃止）	6
第17条（契約者からの解除）	6
第18条（当社からの解除）	6
第19条（サービス利用料等）	7
第20条（遅延損害金）	7
第21条（端数処理）	7
第22条（再委託）	7
第23条（秘密保持）	7
第24条（禁止事項）	8
第25条（免責事項）	8
第26条（データの取り扱い）	8
第28条（反社会的勢力の排除）	9
第29条（準拠法）	9
第30条（合意管轄）	9
第31条（その他）	9

第1条（目的）

株式会社エネコム（以下「当社」といいます。）は、「EneWings Security Management -EDR 監視-」（以下「本サービス」といいます。）をお客さまに提供するための利用条件として、「EneWings Security Management -EDR 監視- 利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

第2条（本規約の適用）

本規約は、本サービスを利用するすべてのお客さまに適用されます。

第3条（本規約の変更）

当社は、都合により本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用などに係る契約条件は、変更後の規約によるものとします。

- 2 本規約の変更は、当社の定める方法により行われ、適切な方法によって契約者に通知されます。通知された日の翌日から起算して7日間が経過した時、又は当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。
- 3 正当な理由なく当該変更内容の通知の到着を妨げたときは、その通知は通常到着すべきであつた時に到着したものとします。
- 4 契約者が、本規約の変更の効力が生じた後に本サービスを利用した場合、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとします。

第4条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	本規約に同意の上、本サービスを利用する資格を有する者
利用契約	契約者と当社との間で成立する本サービスに関する契約
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う事業所
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第5条（本サービスの仕様）

当社は、契約者に対し、別途当社が規定する「EneWings Security Management -EDR 監視- サービス仕様書」（以下「本サービス仕様書」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。本サービス仕様書は、利用契約の内容を構成するものとします。なお、当社は、本サービスの仕様または内容を予告なく変更することがあります。

第6条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供は、日本国内に主たる事業所を有する法人または団体に限るものとします。

第7条（利用契約の申込み）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約及び本サービス仕様書に承諾した上で、当社が別途定める申込書を本サービス取扱所に提出して頂くものとします。当該申込書には、本サービスの具体的な品目、その他の事項を定めるものとします。

第8条（申込みの承諾）

当社は、申込者が次の項目に該当する、又はそのおそれがある場合、利用契約の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が、利用契約の申込みに際し、虚偽の届け出をしたことが判明したとき
 - (2) 申込者が、利用契約上の義務を怠るおそれがあるとき
 - (3) 申込者が、本サービスに関わる料金その他の当社に対する債務の支払いを、現に若しくは過去に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (4) 申込者が、違法に又は明らかに公序良俗に反する態様にて、本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (5) 申込者が、当社又は第三者の信用を毀損する態様にて、本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (6) 申込者が、本規約に違反する、又はそのおそれがあるとき
 - (7) その他、当社が不適当と認めたとき
- 2 当社が、本サービスの申込みに対する承諾の通知を発信した時点をもって、本サービスの契約が成立したものとします。

第9条（サービス提供開始日及び最低利用期間）

利用契約の成立後、当社が所定の作業を完了した日をサービス提供の開始日とします。また、サービス提供の開始日から起算して1年を最低利用期間とします。

- 2 契約期間が満了する1ヵ月前までに、契約者から書面による契約変更や契約終了等の申し立てがないときは、契約期間満了日の翌日から起算して1年契約期間が延長されたものとします。その後の期間においても同様とします。

第10条（譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡することはできません。

第11条（契約者の名称等の変更）

契約者は、申込書に記載し、当社へ届け出た事項に変更があったときは、当社が別途定める方法により、速やかにその旨を届け出るものとします。

第12条（契約内容の変更）

契約者が、利用契約の内容等を変更しようとするときは、当社が別途定める方法により、当社に対し変更を申し出るものとします。ただし、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合、当社は変更を承諾しないことがあります。

第13条（サービスの停止）

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する、またはそのおそれがある場合、利用契約に基づくサービスの提供を、事前に通知及び勧告することなく、停止することがあります。

- (1) 利用契約に基づくサービスの料金、割増金又は遅延損害金等を、支払い期限が経過してもなお支払わないとき
- (2) 契約者が当社と締結している、若しくは締結していた他サービスに係る料金、又はその他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (3) 契約者の経営状態が悪化している、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (4) 利用契約の申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (5) その他、当社が契約者として不適当と判断したとき

第14条（サービスの緊急停止）

当社は、本サービスのシステムが著しい損害を受ける可能性を認知した場合、契約者に通告することなく、本サービスの緊急停止を行うことがあります。契約者は、このような緊急停止があることを承認するものとします。

- 2 当社は、前項に基づく本サービスの緊急停止に伴い、契約者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第15条（サービスの中止）

当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの全部または一部を中止することがあります。

- (1) 当社が保有する、若しくは当社が利用する電気通信設備等の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生する、又はそのおそれがあるとき
 - (3) 当社が保有する、若しくは当社が利用する電気通信設備等にやむを得ない障害が発生する、又はそのおそれがあるとき
- 2 当社は、前項各号の規定により、サービスの提供を中止するときは、事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項に基づく本サービスの中止に伴い、契約者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第16条（サービスの廃止）

当社は、都合により、本サービスを廃止することがあります。この場合、当社は、廃止の2ヶ月前までに、契約者に対し、別途定める方法により、その旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項に基づく本サービスの廃止に伴い、契約者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第17条（契約者からの解除）

契約者は、当社に対し、本サービスの最低利用期間内においても、残存期間数に月額料金を乗じた金額を一括して支払うことにより、利用契約を解除することができるものとします。

- 2 契約者は、利用契約の解除を希望する場合、解除を希望する日の2ヶ月前までに、当社が別途定める方法により、当社に通知するものとします。

第18条（当社からの解除）

当社は、第13条の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合、利用契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が第13条第1項各号のいずれかに該当する場合において、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者が本規約に違反している場合において、当社が契約者に違反の通知をした後、契約者が速やかに違反を解消しないときは、利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、前3項の規定により利用契約を解除しようとする場合、契約者に解除の通知又は勧告をしないことがあります。

第19条（サービス利用料等）

契約者は、当月利用分について、当社が別途定める本サービス利用料に基づいて、消費税相当額を加算のうえ、当社が指定する期日までに支払うものとします。

- 2 1ヶ月に満たない月の本サービス利用料は、日割り計算にてその額を算出するものとします。
- 3 本サービスの利用料は、本サービス提供の一時中断、その他のいかなる場合であっても、返金はしないものとします。
- 4 本サービスの利用料は、当社が別途定める料金表のとおりとし、随時改定される場合があるものとします。
- 5 本サービスを利用するため必要な通信機器、ソフトウェア若しくはその利用のための費用、及び本サービスの利用に伴い契約者に発生した通信料金等は、契約者が負担するものとします。
- 6 契約者は、料金の支払い等を不法に免れたときは、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に、消費税相当額を加算した額を割増金として、別途支払うものとします。

第20条（遅延損害金）

契約者は、当社に対する支払いを怠った場合、支払期日の翌日から起算して、支払いの前日までの期間について、未払金に対し、支払期日の時点において効力を有する法定利率（毎年についても365日あたりの割合とします。）を乗じた額を、遅延損害金として、当社に支払うものとします。

第21条（端数処理）

当社は、料金その他の金額計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

第22条（再委託）

当社は、本サービスの全部または一部を当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先の行う業務について、責任を負うものとします。

第23条（秘密保持）

契約者および当社は、本契約の履行にあたり知り得た契約者又は当社の技術上、経営上およびその他一般に公開していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。また、前条に定める事項を行う場合、当社は第三者にも同様の守秘義務を課すこととします。ただし、法令上必要とされる、又は相手方の書面による同意を得たときは、この限りではありません。

第24条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービス上の情報を改ざんする行為
- (2) 本サービスに対して有害なコンピュータプログラム等を送信する、又は書き込む行為
- (3) 本サービスの利用に伴い当社から提供された情報を譲渡、貸与、販売する行為
- (4) 本サービスの利用権利を譲渡、貸与、販売する行為
- (5) 第三者に成りすまして情報を送信する、又は書き込む行為
- (6) 第三者のプライバシーを侵害する、又はそのおそれがある行為
- (7) 謹謗、中傷、わいせつ等、公序良俗に反する行為、及びその他法令に違反する行為
- (8) 前各号に類似する行為
- (9) その他、当社が不適切と判断する行為

第25条（免責事項）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスの遅延又は中断に伴い、契約者が被った損害（逸失利益を含みます。）について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、本サービスの環境下に登録又は保存したデータ等のうち、契約者が重要と判断したデータ等に関しては、契約者自らの責任においてバックアップして保存するものとし、当社は、当社の責に帰すべき事由によるか否かを問わず、当該データ等の消滅、喪失または破損等について、一切の責任を負わないものとします。
- 4 本サービスは以下の事項を保証するものではありません。
 - (1) 対象の端末に故障が発生しないこと
 - (2) 全ての不正アクセスの検知及び防御
 - (3) サービス対象端末の出力ログ全ての取得、分析及び保管
- 5 当社は、本サービスが提供する情報により、契約者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 契約者が、本サービスの利用により、第三者（他の契約者も含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負わせないものとします。

第26条（データの取り扱い）

当社は、契約者が本サービスを通じて伝送したデータやログ等の情報について、本サービスにかかる保守又は改善等の目的で、必要な範囲において確認及び使用することがあり、契約者はこれについて同意したものとみなします。

第27条（権利帰属）

本サービスに関する著作権その他の知的財産権はすべて当社に帰属しており、本利用規約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社の著作権その他の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第28条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団その他市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、並びに以下のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来においても該当しないことを確約するものとします。

- （1）反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （3）役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と密接な関係を有すること
- 2 契約者及び当社は、自ら又は第三者をして、暴力的で不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、又は偽計・威力若しくは類似の行為により、相手方の信頼を毀損し、又は業務を妨害する行為を行わないことを確約するものとします。
- 3 契約者及び当社が、前2項の確約に違反するとみなした場合、相手方への勧告を要することなく、かつ何らの損害賠償責任を負うことなく、利用契約を即時解除することができるものとします。

第29条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

第30条（合意管轄）

契約者及び当社は、利用規約に関して生ずるあらゆる紛争につき、訴額に応じて、広島地方裁判所または広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条（その他）

本規約は日本語版を正本とし、ほかの言語により作成された内容が異なるものがある場合、日本語版を有効なものとします。

附則

(実施期日)

この規約は 2025 年 10 月 23 日から実施します。